

改正

令和6年4月1日要綱第42号

大野城市建設工事監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事（以下「工事」という。）の監督に関し、大野城市財務規則（昭和53年規則第3号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、統一的な監督業務の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、財務規則の例による。

- (1) 監督職員 財務規則第105条の規定により監督を行う職員をいう。
- (2) 工事主管課 工事の設計及び監督を担当する課（これに相当する組織を含む。）をいう。
- (3) 請負者 当該工事を請負った者をいう。

(監督職員)

第3条 監督職員の種別は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、工事請負金額に応じ、次のとおりとする。ただし、工事請負金額が1,000万円を超える場合であつて、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、主任監督員に総括監督員を兼務させることができる。

工事請負金額	区分	職員
1,000万円を超えるもの	総括監督員	工事主管課の課長
	主任監督員	工事主管課の係長
	監督員	工事主管課の担当者
1,000万円以下のもの	総括監督員	工事主管課の係長
	主任監督員	工事主管課の担当者
	監督員	〃

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の規模及び技術的条件を勘案し、必要

がないと認めるときは、主任監督員又は監督員を置かないことができる。ただし、当該工事の工事請負金額が1,000万円を超える場合にあっては、主任監督員を置かなければならない。

- 3 前項の規定により、主任監督員を置かない場合における監督員は主任監督員の職務を、監督員を置かない場合における主任監督員は監督員の職務を、それぞれ併せて担当するものとする。

(指揮監督)

第4条 総括監督員は、契約担当者の命を受け、主任監督員及び監督員を指揮監督する。

- 2 主任監督員は、総括監督員の命を受け、監督員を指導監督する。

(監督職員の責務)

第5条 監督職員は、厳正かつ公平に監督を行うとともに、請負者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないよう配慮しなければならない。

- 2 監督職員は、監督の実施にあたっては、請負者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施により知り得た請負者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(請負者への通知)

第6条 契約担当者は、監督職員を選任したときは、監督職員通知書(様式第1号)により請負者へ通知しなければならない。

- 2 契約担当者は、監督職員を変更したときは、監督職員変更通知書(様式第2号)により請負者へ通知しなければならない。

(書類の整理、保管)

第7条 監督職員は、工事関係図書等を整理し、保管しなければならない。

(請負者への指示)

第8条 主任監督員及び監督員は、請負者に対し、指示し、承諾し、協議し、提出を求め、又は通知する場合は、指示書等の書面に記録し、総括監督員に報告しなければならない。

- 2 主任監督員及び監督員は、前項の規定にかかわらず請負者に対し、重要な事項又は重要な変更に係る事項を指示しようとするときは、あらかじめ総括監督員の決裁を受けなければならない。ただし、災害防止等緊急やむを得ない場合は、臨機に指示した後、速やかに総括監督員に報告をするものとする。

(施工体制の点検)

第9条 監督職員は、別に定める基準により請負者の施工体制を点検し、改善すべき事項があると認められた場合は、速やかに措置を講ずるものとする。

(監督業務の基準等)

第10条 監督業務の実施に必要な基準等は、契約担当者が別に定める。

(監督職員の引継ぎ)

第11条 監督職員の交代があったときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引継ぐものとする。

(職員以外の者による工事監督)

第12条 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して工事の監督を行わせる場合は、この要綱に準じて適正に監督させるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以後に契約する工事について適用する。

附 則（令和6年4月1日要綱第42号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

様

大野城市長

監督職員通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、
工事請負契約約款第 9 条第 1 項及び大野城市建設工事監督要綱第 6 条の規定により、下記のとおり監督職員を通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 所 属

4 監 督 職 員

総括監督員 ・ 職氏名

主任監督員 ・ 職氏名

監 督 員 ・ 職氏名

年 月 日

様

大野城市長

監督職員変更通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、
下記のとおり監督職員を変更したので通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 所 属

4 変更監督職員

総括監督員 ・ 職氏名

主任監督員 ・ 職氏名

監 督 員 ・ 職氏名